

初めて住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ

津島税務署が主催する住宅借入金等特別控除等の説明会が開催されます。住宅借入金等特別控除等を受ける最初の確定申告は、役場の申告会場では受付できない場合がありますので、この説明会への参加をお願いします。

●日時

1月31日(金)
午後3時～4時

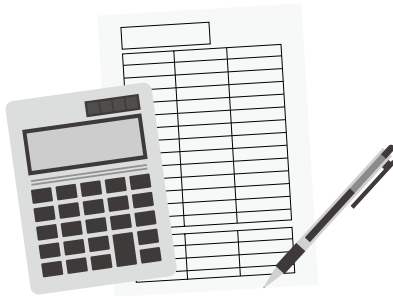
●場所

十四山スポーツセンター

※詳しくは、対象者の方に別途郵送で案内を送付しますので、そちらでご確認ください。

●問合せ先

総務部税務課



空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛島村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設しましたので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

052-522-2567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！
空き家総合相談窓口
ご案内
☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体...など
- 住宅診断
- 税金・法律関係

まずはご相談ください！

建物の老朽化
 防湿・衛生環境の悪化
 放火による火事・火災
 不審者(動物)の侵入

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

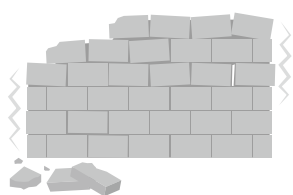
●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況 (令和元年11月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
11月	1	0	0	0	0
1～11月	4	1	0	3	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
11月	0	0	0	0	1
1～11月	0	0	2	0	6
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
11月	0	0	0	1	
1～11月	7	3	0	9	